

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ —型式証明を受けた金属カスクの追加等—

令和6年1月17日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 経緯

令和5年9月21日にリサイクル燃料貯蔵株式会社(以下「申請者」という。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の7第1項の規定に基づきリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書が提出された。また、令和5年12月7日、申請者から同申請の補正書が提出された。

3. 審査の結果の案の取りまとめについて

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する同法第43条の5第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

4. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する同法第43条の5第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

6. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

核燃料施設に係る審査書案に対する意見募集については、再処理施設及びMOX加工施設以外の核燃料施設について、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、審査書案に対する意見募集を行うことがあり得るとしているリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターについては、新規制基準適合性に係る使用済燃料貯蔵事業変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（令和2年9月3日から30日間）。

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

（第1案）：別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

7. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の7第1項の規定に基づく本変更許可申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の7第1項の規定に基づく本変更許可申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

<別紙、参考>

別紙1 リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

添付 リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可申請書に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の5第1項第2号（技術的能力に係るもの）及び第3号関連）（案）

別紙2 原子力委員会宛て リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可に関する意見の聴取について（案）

別紙3 経済産業大臣宛て リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可に関する意見の聴取について
(案)

参考1 参照条文

参考2 試験研究用等原子炉施設等の新規規制基準適合性審査に係る意見募集について

参考3 リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に関する審査の概要